

第 4 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 19 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第4回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月19日(水) 午後2時から午後3時6分まで

2 開催場所 中央サービスセンター 洋室4

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	3番	関 正 美
4番	鈴木 昇	5番	星 容 子
6番	相場 堅 一	7番	佐々木 繁 明
9番	白岩 勝	10番	柴田 ますみ
11番	鎌田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊藤 善 彦	14番	藤田 修
15番	加藤 淳	16番	三浦 宏 和
17番	伊藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員

2番	武藤 真 作	8番	安田 友 一
----	--------	----	--------

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 会務報告
- 第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第13号 農用地利用集積計画(令和5年度第1号計画)に関する件
- 第7 議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件
- 第8 議案第15号 令和5年度最適化活動の目標の設定等に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	熊 谷 勝
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
副 参 事	稲 葉 隆	主席主査	勝 田 茂 満
主席主査	石 井 香代子	主 査	幸 野 善 寿
主 査	鈴木 百 愛	主 任	廣 嶋 孝 祐
主 任	佐 藤 知 拡	主 任	越前屋 麻希子

8 書 記

主席主査 勝 田 茂 満

9 議事録署名委員

16番	三浦 宏 和	17番	伊藤 洋 文
-----	--------	-----	--------

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和5年第4回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番武藤真作委員、8番安田友一委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会への報告説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議 長	<p>それでは、第4回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p>
一 同	<p>日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>異議なしの声がございますので、16番三浦宏和委員と17番伊藤洋文委員をお願いいたします。</p>
一 同	<p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会長は1日間で午後4時までといたします。</p>
一 同	<p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p>
一 同	<p>はじめに会務報告1の事務局人事異動につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (小山田事務局長)	【会務報告1の説明】
議 長	<p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
1番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
6番相場堅一委員	【第3区域部会の報告】
7番佐々木繁明委員	【第4区域部会の報告】
13番齊藤善彦委員	【第5区域部会の報告】
議 長	<p>次に、会務報告3「一般社団法人秋田県農業会議第84回常設審議委員会」および会務報告4「一般社団法人秋田県農業会議第33回理事会」につつま</p>

議 長	<p>しては、私の方から報告させていただきます。</p> <p>【会務報告 3、会務報告 4 の説明】</p> <p>次に、会務報告 5 の「令和 5 年度第 1 回運営委員会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (廣 嶋 主 任)	<p>【会務報告 5 の説明】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 6 の「全国農業新聞秋田市普及委員会監査・役員会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (幸 野 主 査)	<p>【会務報告 6 の説明】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 7 の「会長専決による要綱等の改正」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (伊 藤 副 参 事)	<p>【会務報告 7 の説明】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 8 の「令和 5 年度第 1 回農地利用最適化委員会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (廣 嶋 主 任)	<p>【会務報告 8 の説明】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 9 の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告 13 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (住 谷 副 参 事)	<p>【会務報告 9 から 13 までの説明】</p>
議 長	<p>以上で、会務報告の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、次の議案に移ります。</p> <p>はじめに、日程第 4、議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、6 件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (稲 葉 副 参 事)	<p>議案書 1 ページから 2 ページの 6 件について説明いたします。</p> <p>番号 1。譲受人は [REDACTED]。譲渡人は [REDACTED]。土地の所在、地目、</p>

事務局
(稲葉副参事)

面積、理由は記載のとおりです。

譲渡人は令和4年8月に申請地を相続しましたが、農業経験がほとんどない上、申請地の近隣に住む譲受人が以前から管理してきたことから、この度、贈与しようとするものです。

なお、農地法第3条の許可要件のうち、下限面積については、3月の総会でも報告したとおり農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から要件が廃止されたことから、今月以降許可要件から除外いたします。

その他の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人の世帯員が年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号2。借受人は[]、貸出人は[]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

貸出人は高齢により経営縮小を進めており、申請地も他の農業者と賃貸借権を設定していましたが、当該農業者の都合により耕作できなくなったため、近くに住む借受人に耕作を依頼し、賃貸借権を設定しようとするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、借受人は年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号3。譲受人は[]、譲渡人は[]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

申請地は、譲受人宅に隣接し、譲渡人が県外在住のために譲受人が管理しており、このたび譲渡人が農地の処分を希望したことから、譲受人と売買しようとするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間240人日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号4。譲受人は[]。譲渡人は[]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

譲渡人は高齢により経営縮小を進めており、申請地に隣接した農地を耕作し、経営面積の拡大を考えていた譲受人と売買しようとするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間200日の作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号5。譲受人は[]。譲渡人は[]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

譲受人は、親戚である譲渡人から作業委託を受けて申請地を耕作していますが、このたび財産処分を希望する譲渡人と売買しようとするものです。

なお、申請地は根抵当権が設定されているため、受渡人双方の同意書の提出を受け、農地法第3条で取り扱うものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事しているこ

事務局 (稲葉副参事)	<p>とから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に番号6。譲受人は[REDACTED]。譲渡人は[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>本件は、ほ場整備工事が計画されている区域およびその周辺で、区域内と区域外の農地の交換を行うもので、譲受人の経営面積が経基法の要件を満たさないことから、農地法第3条で取り扱うものです。一方、譲渡人の経営面積が経基法の要件を満たすので、交換する農地の取得に係る所有権移転については、本総会の日程第6、議案第13号農地法農用地利用集積計画に関する件、所有権移転の番号7でご審議いただきます。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有しており、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間155日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら6件とも、地域との調和要件について、譲受人および借受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、番号5については、今回現地調査を行った武藤真作委員から特に問題なしと連絡を受けております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番について、現地調査を行った鎌田一推進委員から報告を受けた私が報告いたします。</p> <p>当該農地は、私が耕作している農地の隣に位置し、私自身毎日見ている場所です。事務局からの報告にあるとおり、私も問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をいただければと思います。</p> <p>次に、案件の2番について、現地調査を行いました鈴木仁司委員から報告を受けた、12番の佐々木和明委員に報告をお願いいたします。</p>
12番佐々木和昭委員	<p>12番佐々木です。鈴木仁司推進委員から、特別問題なしとの報告を受けました。</p> <p>私は借受人と面識があり、よく知っている方です。また、貸出人についても特に問題のない方でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、案件の3番について、現地調査を行いました藤島岳洋推進委員から報告を受けた、3番の関正美委員に報告をお願いいたします。</p>
3番関正美委員	<p>3番関です。藤島推進委員から連絡があり、何ら問題ないとのことでしたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、案件の4番について、現地調査を行いました平川秀悦推進委員から報告を受けた、10番の柴田ますみ委員に報告をお願いいたします。</p>
10番柴田ますみ委員	<p>10番柴田です。今月のはじめに平川推進委員から連絡があり、何ら問題なしとの報告を受けましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>案件の5番については、事務局から報告がありましたとおりです。 次に、案件の6番について現地調査を行いました藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私が報告いたします。 この件は、基盤整備に関わる農地の交換ですので、格別問題になることはないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方お願いいたします。</p>
一 同	なし。
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1。借受人は、XXXXXXXXXX。貸出人はXXXXXXXXXX。 施設の概要は、太陽光発電施設への永年転用。権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、転用事業者は太陽光発電施設を設置するため、農地以外の場所を探したが適地がなく、高台であり太陽光発電を行うための諸条件が整っている当該地を選定し、転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は、市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外、農地区分は、第2種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は借入金。申請適格等は適合。過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年9月30日まで。一体として利用する農地以外の土地は、同所1番22の1筆です。 被害防除について、敷地境界にフェンスを設置し、排水計画において雨水は自然流下です。 続いて、番号2。借受人は、XXXXXXXXXX。貸出人は、XXXXXXXXXX。 施設の概要は、休憩所などへの一時転用。権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可説明資料の3ページから5ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、転用事業者は再生可能エネルギーなどの発電</p>

事務局 (勝田主席主査)	<p>事業者増加に伴う送電線新設のため、現場付近で必要な休憩所等を当該地に設置、一時転用するものです。</p> <p>通常、電気事業者が送電用・配電用の施設の敷地に供する場合や、これらの施設を設置するために必要な装置や道路の敷地として、一時的に供する場合は、農地法適用除外対象となり例外的に転用許可を要しませんが、工事に伴う休憩所や仮設トイレ等は農地法適用除外の対象ではないため、本申請をするものです。</p> <p>立地基準については、農地位置は市街化調整区域で、農業振興地域内の農用地区域内。農地区分は、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不可であります。本件は申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年7月31日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材、敷鉄板等を撤去・搬出することとしております。</p> <p>被害工事について、隣接農地等に対する措置として防護柵等を設置することとし、排水計画において汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。</p> <p>現地調査は、番号1・2とも令和5年4月10日に行っております。</p> <p>なお、番号1に関して、伊藤由和推進進員より報告を受けた武藤真作委員から、申請地について特に問題なしとの連絡を受けております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地調査報告についてですが、案件1番は事務局から説明があったとおりです。案件の2番について、現地調査を行った12番の佐々木和昭委員から報告をお願いいたします。</p>
12番佐々木和昭委員	<p>12番佐々木です。4月10日に現地を調査しました。農地転用許可説明資料の位置図において、本来であれば①が菅原豊志推進委員、②と③が山上一推進委員の担当となりますが、この間わずか300メートル位であることから、より効率的な現地調査について事務局から相談があり、私が現地調査に立ち会うこととしました。</p> <p>この3地点について特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい。</p>
議長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
16番三浦宏和委員	<p>16番三浦です。番号1の転用案件について、写真を見れば大変な場所を転用してくださるといことで問題があると思いませんが、1点だけ、</p>

		法人が東京都ということで、秋田県に支店や現地法人等はあるのでしょうか。
議 長		事務局、お願いいたします。
事 務 局 (勝田主席主査)		回答いたします。番号1の転用事業者につきまして、秋田県内に支店はございません。
議 長		三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員		そうすれば、主に電話等でしか連絡が取れないということですね。
議 長		事務局、お願いいたします。
事 務 局 (勝田主席主査)		転用事業者からは、電話対応のほか、東北エリアの担当者が必要に応じて秋田に来られる体制であるとの話を伺っております。
議 長		三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員		随時、頼めば来てくれるという体制になっているということですね。了解しました。
議 長		あと、他にご質問ございませんか。
一 同		なし。
議 長		質問がないようですので採決に入ります。今回、2件とも農業会議への諮問が不要な案件になっております。 それでは農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案の通り許可することにご異議ございませんか。
一 同		異議なし。
議 長		異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定をいたします。 次に日程第6、議案第13号、農用地利用集積計画(令和5年度第1号計画)に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (廣嶋主任)		はじめに、議案書について訂正がございますので、議案書の46ページをご覧ください。 番号1と記載されておりますが、これを番号52に訂正してください。同様に48ページ番号2を番号51に、55ページの番号3を番号52に修正いただくようお願いいたします。
事 務 局 (廣嶋主任)		次に、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、農用地利用集積計画の取扱いに変更がございますので、ご説明いたします。

同法の施行に伴い、市が定める農用地利用集積計画は農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、経過措置として、令和7年3月31日まで「なお従前の例により、市が農用地利用集積計画を定めることができる」とされております。本議案は、この経過措置に基づき、これまでと同様に農用地利用集積計画についてご審議いただき、決定を求めるものです。

それでは、議案について説明いたします。はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書は5ページから9ページまでです。

番号1。受け手は[REDACTED]。出し手は[REDACTED]。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。これを含む合計10件のうち、交換が7件、売買が1件、贈与が2件です。

続きまして、利用権設定について説明します。議案書は10ページから55ページまでです。

番号1。受け手は[REDACTED]。出し手は[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。これを含む合計52件のうち、議案書46ページ以降の3件が農地中間管理事業による利用権設定です。

以上、令和5年度第1号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 次に、農用地利用集積計画について質疑を行います。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

16番三浦宏和委員 はい。

議長 三浦委員、どうぞ。

16番三浦宏和委員 16番三浦です。議案書43ページの番号47について、地目が田で作物が野菜になっているのは、転作作物を栽培するということですか。

議長 事務局、お願いいたします。

事務局 (廣嶋主任) 回答いたします。こちらの農地については、元々田として使われていた農地を畑に転換して野菜を作るということで、集積計画書が作られております。

議長 三浦委員、よろしいですか。

16番三浦宏和委員 了解しました。

議長 他にございませんか。

一 同 なし。

議長 他に質問がないようですので、採決に入ります。
はじめに、所有権移転について採決をいたします。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に利用権設定について採決いたします。こちらは議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決をいたします。 初めに案件14番の1件について採決を行います。19番の加賀屋委員の退席をお願いいたします。
		【19番加賀屋慎一委員退席】
議	長	農用地利用集積計画利用権設定の案件14番の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、案件14番の1件について原案のとおり決定することにいたします。19番の加賀屋委員の着席をお願いいたします。
		【19番加賀屋慎一委員着席】
議	長	次に、案件17番と18番の2件について採決をいたします。2番の武藤真作委員は本日欠席をしておりますので、このまま専決をいたします。 農用地利用集積計画利用権設定の案件17番と18番の2件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、案件17番と18番の2件について、原案のとおり決定することにいたします。 次に、案件19番から22番の4件について採決をいたしますので、7番佐々木繁明議員の退席をお願いいたします。
		【7番佐々木繁明委員退席】
議	長	農用地利用集積計画利用権設定の案件19番から22番の4件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、案件19番から22番の4件について、原案のとおり決定することにいたします。7番佐々木繁明委員の着席をお願いいたします。
		【7番佐々木繁明委員着席】
議	長	次に、案件33番から43番の11件について採決をいたします。12番佐々木和明委員の退席をお願いいたします。

		【12番佐々木和昭委員退席】
議	長	農用地利用集積計画利用権設定の案件33番から43番の11件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、案件33番から43番の11件について、原案のとおり決定することにいたします。12番の佐々木和昭議員の着席をお願いいたします。
		【12番佐々木和昭委員着席】
議	長	次に、案件52番の1件について採決をします。17番伊藤洋文委員の退席をお願いいたします。
		【17番伊藤洋文委員退席】
議	長	農用地利用集積計画利用権設定の案件52番の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、案件52番の1件について、原案のとおり決定することにいたします。17番伊藤洋文委員の着席をお願いいたします。
		【17番伊藤洋文委員着席】
議	長	次に、議事参与案件でありました案件14番、案件17番から22番、案件33番から43番、案件52番の19件を除いた、案件1番から51番までの案件について一括して採決をいたします。これらの案件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、案件14番、案件17番から22番、案件33番から43番、案件52番の19件を除いた、案件1番から51番までの案件について、全て原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第6、議案第13号、農用地利用集積計画(令和5年度第1号計画)に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第7、議案第14号、農地等の利用の最適化推進に関する指針の改正に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (伊藤副参事)		説明いたします。 議案第14号は、議案書の56ページにございますが、資料について、農地

	<p>利用最適化委員の皆様は総会前に開催した最適化委員会の資料、それ以外の皆様は、他の資料と同封されている改正案をご覧ください。</p> <p>この改正案の案については、3月17日の農地利用最適化委員会でご承認いただいております。</p> <p>農地利用最適化委員会終了後に開催された農業委員会総会において、改正の背景、主な改正点等について説明したのち、全農業委員、推進委員に改正案をお送りし、ご意見や修正等を募ったところ、どなたからもご意見等はございませんでした。</p> <p>これを踏まえ、本総会の前に開催した農地利用最適化委員会において、改正案の案を改正案として総会に上程することにご承認いただきましたので、このとおり改正することについてご審議いただくものです。</p> <p>なお、改正が決定された場合、推進委員には改正後の指針を郵送いたします。また、本指針は変更したときは公表しなければいけないと農業委員会法で定められておりますので、改正が決定された場合、ホームページで公表することになります。</p> <p>説明は以上です。</p>	
議	長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方お願いいたします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>質問等がないようですので、採決に入ります。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第14号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第15号、令和5年度最適化活動の目標の設定等に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (佐藤主任)		<p>説明に入る前に、議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書の60ページをご覧ください。一番下の(3)新規参入相談会への参加目標にあります相談会の内容についてですが、秋田市園芸施行センターとなっておりますが、正しくは秋田市園芸振興センターですので訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第8、議案第15号の令和5年度最適化活動の目標の設定等に関する件についてご説明いたします。</p> <p>まず、この目標設定についてですが、総会にて決定した目標を秋田県農業会議に提出・確認を経て、ホームページでの公表および県への報告を行うこととなっております。</p> <p>今年度については、4月21日まで秋田県農業会議に提出するよう通知がありましたことから、本総会で上程し審議いただくものとなっております。</p> <p>では議案書の58ページをご覧ください。はじめにローマ数字のⅠ、農業</p>
事 務 局 (佐藤主任)		

委員会の状況について説明いたします。

1の農業委員会の現在の体制、および2の農家・農地の概要にある各指針等におきましては記載のとおりです。

なお、各数値につきましては、国に報告している各種調査または国が公表している統計等に基づいて、こちらにも記入しております。

続きまして、59ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱ、最適化活動の目標です。

1の最適化活動の成果目標の(1)、農地の集積についてですが、①の現状および課題については記載のとおりです。

②の目標についてですが、国から示されている集積目標では、令和8年までに80%となっております。

よって、4年間で総計7,096ヘクタールの集積を達成することが求められていることから、既に集積が図られている部分を除き、4年間で割り返すと、年間1,774ヘクタールの新規集積が目標となります。

次に、成果目標の(2)、遊休農地の解消についてですが、①の現状および課題については記載のとおりです。

②の目標についてですが、アの既存既存遊休農地の解消のaの緑色区分の遊休農地の解消は、緑区分の遊休農地面積の1/5を目標とすることとなっておりますので、3.8ヘクタールが目標となります。bの黄色区分は、工程表の作成等を行っていないことから、具体的な目標等はございませんが、必要に応じて非農地判断等の適切な処置を行うこととしたいと考えております。

また、イの新規発生遊休農地の解消について、令和4年度に新規発生した緑色区分の遊休農地、1.4ヘクタールの全解消を目標としたいと考えております。

続きまして60ページをご覧ください。成果目標の(3)、新規参入の促進についてですが、①の現状および課題については記載のとおりです。

②の目標についてですが、過去3年の平均値の1/10以上を目標とすることとされておりますので、平均値519.4ヘクタールの1/10である51.9ヘクタールを目標値としたいと考えております。

2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、国から示されたとおり、1月あたり10日を目標としたいと考えております。また、(2)の活動の強化月間の目標設定については例年どおりとしたいと考えております。具体的な取り組み時期や内容の内容等の詳細については、記載のとおりとなっております。

最後に、(3)の新規参入相談会への参加目標については、昨年度と同様にしたいと考えております。

国においては、東京等で行われる新規参入フェア等を想定しておりますが、諸々の事情を考慮し参加は困難であることから、昨年度も行っております園芸振興センターにおけるマッチングを充てたいと考えております。

説明は以上です。

議 長
一 同
議 長

それでは、質疑を行います。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

なし。

ご質問等がないようですので、採決に入ります。令和5年度最適化活動

<p>一 議</p>	<p>同 長</p> <p>の目標の設定等に関する件を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第15号、令和5年度最適化活動の目標の設定等に関する件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>これをもちまして、議案の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(午後3時6分終了)</p>
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------